

令和5年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 議事録

日時 令和5年11月28日（火）午後2時から午後4時

場所 豊田市福祉センター介護予防室 他一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】川上明子（愛知県司法書士会）、【副会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、榎本孝明（豊田加茂医師会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、古巣道明（豊田消費生活センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）※敬称略

近藤孝（愛知県社会福祉士会）

オブザーバー ※敬称略

近藤芳江（愛知県社会福祉士会）

鈴木尚人（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

伊藤裕子（名古屋家庭裁判所岡崎支部 裁判所書記官）

事務局

【福祉総合相談課】大内課長、橋本副課長、安藤担当長、杉浦主査、宮口主査、竹下主査、妻木書記

【豊田市社会福祉協議会】鈴木地域福祉推進室長、八木くらし応援課長、大地センター長以下センター職員

傍聴者 ※敬称略

福島健太（NPO 法人 PAS ネット理事長）

馬場明日美（西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター）

森岡秀昭（西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター）

松本雄己（西宮市健康福祉局生活支援部生活支援課）

次第

- 1 開会・福祉部福祉総合相談課長 挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和5年度の協議会の進め方について
- 4 議事
 - (1) 計画の進捗状況について（報告）
 - (2) 身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について（報告）
 - (3) 暮らし応援資金の充実に向けた検討について（協議）

議事録（要旨）

1 開会・福祉総合相談課長 挨拶

【福相総合相談課 大内課長】

- ・10月12日、13日に「地域共生社会推進全国サミット in とよた」を開催し、2日間で延べ2077名参加していただいた。
- ・本日の議事として、計画の重点取組を中心に進捗状況の報告を行う。

2 委員・オブザーバー紹介

- ・愛知県社会福祉士会の近藤氏がオブザーバー参加（今回、初参加）

3 令和5年度の協議会の進め方について

（事務局（市）より説明）

4 議事

(1) 計画の取組実績について（報告）

（事務局（市、センター）より説明）

【近藤オブザーバー】

- ・豊田市地域生活意思決定支援事業について、対象者の基準は定めているのか？

【事務局（市）】

- ・今の段階で対象者の基準は定めていない。
- ・分類表（本資料P7）にあるように、障がい等や居所の状況、環境変化等様々なバリエーションで本事業を実践することで、対象者像をこれから整理していく。

【杉村委員】

- ・ケース③、⑤（本資料P8、9）について、意思決定フォロワーは参加するのか？

【事務局（市）】

- ・本事業は金銭管理する人と意思決定フォロワーの両方が関わる仕組みになっているため、ケース③、⑤についても意思決定フォロワーが参加する。

・金銭管理のみに不安がある人や意思決定のみに不安がある人はどちらか一方だけで関わる仕組みも考えられるため、対象者像の整理と同時に本事業の仕組みについても考えていきたい。

(2) 身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について（報告）

（事務局（市）より説明）

【杉村委員】

- ・作業ワーキングに参加して様々な意見を申し上げて、いいものができたと実感している。
- ・身寄りを頼ることができない人への支援について様々な関係者が集まって話を聞くことで、これまで知らなかったことをたくさん知ることができた。
- ・現場で感じることで、病床稼働率が満床の状態が続いていて、入院できない人が非常に多くなっている。
- ・特に本人の意思が確認できないときで緊急で手術しないといけないときの意思決定に非常に苦労している。
- ・意思決定を記録するツールとして地域包括ケア企画課を中心に作成した「わたしのノート」など、いいツールはたくさん出ている。
- ・今回作成したレシピ集は患者が見てもいいし、支援者が見てもいいし、誰に向けたものか明確にしていなくて良かった。
- ・身寄りを頼ることができない人の対応でできることの認識をみんなで広げていくことで、豊田市を生きやすいまちにしていくことができると思う。
- ・新人の医療ソーシャルワーカーや新任のケアマネが困ったときにも、レシピ集を活用してもらえるとよい。

【事務局（市）】

- ・医療ソーシャルワーカー協会においても、レシピ集を周知していただけるとありがたい。

【松山副会長】

- ・杉村委員と同じ感想で、身寄りを頼ることができない人の支援に悩んだときにレシピ集を活用することで、支援のとりかかりになると思う。
- ・市役所から関係機関に働きかけをして、レシピ集の周知や内容の更新に力をいれていただきたい。
- ・次のステップとして、さらに突っ込んだ内容、例えばこういう事態に遭ったときにどうしたらよいかといった具体的な場面での対応の記載があるといいものになると思う。
- ・その具体的な場面の対応では、法律的に問題ないといった記載があると安心する材料になるため、法律の専門職として連携して推進していけるとよい。

【事務局（市）】

- ・内容の更新を随時していく必要がある。
- ・周知については市と社協だけでなく、委員の所属団体や所属機関で協力していただくと加速的に広がっていく。
- ・法律の裏付けがあると安心して動くことができるため、法律の専門職の協力をいただきながらより良いものへと更新していきたい。

【山地委員】

- ・事例を一緒に掲載しておくと思参考になると思う。
- ・「身寄りを頼ることができない人とは」の定義を記載すると、新人も問題なくレシピ集を使えるようになる。例えば、家族や親族と連絡がとれない人や障がい者の親亡き後の人も含まれるのかについて、定義を定められると見やすい。

【事務局（市）】

- ・後者の定義についてはこちらで想定している内容をレシピ集に記載して、レシピ集を活用する人が対象者のイメージができるようにしていく。
- ・前者の事例の記載については基幹包括支援センターの協力を得ながら、事例の収集や整理を進めていきたい。

【松山副会長】

- ・「身寄りを頼ることができない人」の定義を考える際は、親族との関係性が悪いときに親族の意向を確認するかどうかといった視点も含めて検討していただきたい。

【事務局（市）】

- ・虐待事案のように家族がいても連絡をとるべきかとらないべきかなど、いろいろな考え方があるので、ご意見を踏まえながら整理していく。

【阪田委員】

- ・障がい者の支援に関する内容についても記載してほしい。

【事務局（市）】

- ・高齢者の場合、本人の住所がわかれば担当の地域包括支援センターに連絡することができるため、そのような記載をしている。
- ・障がい者の地域での支援体制も含めて、障がい福祉課や自立支援協議会で検討した内容を更新する際に掲載していけるとよい。

【近藤オブザーバー】

- ・名古屋市で「身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン」の作成に携わった立場からお伝えさせていただく。
- ・身寄りのない人の対応については、医療や福祉の支援者だけでなく、市民への普及がとても大事と思った。
- ・「平日の昼間、病院のソーシャルワーカーがいる時に救急車を呼ぶようにする（P5）」は、本人が倒れたときに救急車を呼ぶことになるため、実際には難しいと思う。
- ・「病院への付添同行（P6）」について、名古屋市では救急車に同行しないよう

に準備をしている。

- ・記録に残す書類がたくさんあるとわかりにくいので、名古屋市では「私の気持ち応援シート」1枚にしている。
- ・名古屋市では作成したシートを支援者が上手に聞けていないことが課題になっており、市民への普及を進めて、市民から書いてもらえるような働きかけを同時に進めていかないと使えるものにならないと感じている。

【杉村委員】

- ・付添同行の記載については、付き添いありきではなく、付き添いできないことも含めて、考え方の幅を広げる主旨で作成している。
- ・市民のみんなが活用できるといいという意見が今は大事。

【山地委員】

- ・ひとり暮らし高齢者登録をしている人に包括が訪問しても、医療や延命措置のことをなかなか書くことができない。
- ・市民が書いてもらえるような周知の取組が重要。

【川上会長】

- ・レシピ集の保管場所についても検討が必要。

【事務局（市）】

- ・市民への理解や周知についてご指摘のとおりである。
- ・各委員の所属団体で行っている市民向けセミナーなどと連携して、市民への理解、啓発を進めていく必要がある。
- ・支援者でもレシピ集を活用していただき、誤解を招く表現やわかりにくい表現を修正して、よりよいものへ更新していくことが重要。
- ・レシピ集の保管場所や掲載場所についても共通認識がもてるように検討を進めていきたい。

(3) 暮らし応援資金の充実に向けた検討について（協議）

（事務局（市、センター）より説明）

【杉村委員】

- ・遺贈の啓発について考えていることがあれば教えてほしい。
- ・名古屋市社会福祉協議会の「なごやかあんしんエンディングサポート事業」について詳細を教えてほしい。
- ・入院・入所中のルールがある中で、本人が望む生活を叶えられる仕組みが提案できるとよい。

【事務局（センター）】

- ・生前に本人がどのように生きたいかを聞く中で、遺贈だけでなく死後のことに含めて話をするなど検討していきたい。

・「なごやかあんしんエンディングサポート」の入退院時等支援サービスについては主に4点あり、①貴重品等の預かり②付き添い③荷物の準備④緊急連絡先指定及び緊急対応となっている。

・死後事務については、預託金を最初に預かり、預託金の範囲内で葬儀・納骨、家財処分などを行う内容になっている。

【杉村委員】

・入退院時等支援サービスや死後事務を民間の会社ではなく、社会福祉協議会がやることはすごく大きいことだと思う。

・病院としては単身者が入院した場合の貴重品管理に不安を感じているため、かゆいところに手が届くサービスであれば、くらし応援資金の充実を前向きに考えている。

【事務局（センター）】

・制度の狭間の問題に対応できるように、委員の皆様からご意見をいただけるとありがたい。

・預託金が払えない人も踏まえて検討していきたい。

【近藤オブザーバー】

・名古屋市の場合、預託金が払えない人は市事業で「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」という類似事業があり、預託金が払える人、払えない人の両方が対応できるようになっている。

・遺贈については、契約前に本人の判断能力の有無を専門職による審査会で必ず確認している。

・また、「なごやかエンディングサポート事業」は公正証書遺言の作成を必須にしている。

・実際に名古屋市社協に遺贈したいという人が出てきているが、厚生労働省の報告書（本資料P26～27）にあるように、第三者の弁護士が遺言の作成に関わることで、第三者によるチェックの仕組みを設けている。

・利用者としては「なごやかエンディングサポート事業」は3年間で約100人、「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」は1年で6人と聞いている。

・名古屋市でも身寄りを頼ることができなくて判断能力がある場合、任意後見は敷居が高いという話を聞くので、名古屋市や名古屋市社協の事業を紹介している。

【松山副会長】

・本人がお世話になった施設に遺贈したいという動機がある場合に、トラブルにもなるし、関係性注意事項（本資料P26）として厚生労働省が注意勧告している。

・過去の案件で、本人が遺言の動機から公正証書遺言の作成まで一連のやりとりを動画撮影で残したことで、家族とのトラブルにならなかったことがある。

・実際に遺言の話が出た場合には、第三者に必ず関わってもらう仕組みが必要である。

【事務局（市）】

- ・様々な懸念があるからやらないのではなく、市と社協と一緒に考えながら取組を進めていきたい。
- ・具体的には、遺贈の動機が純粋な社会貢献の場合とお世話になった施設に遺贈したい場合に場合分けすることや、判断能力がある場合と無い場合に場合分けすることが考えられる。
- ・また、法律、福祉、医療の専門職などの第三者がチェックして、透明性が担保できる形を考えていく必要がある。
- ・名古屋市社協の事業についてもニーズがあることを聞くことができたので、参考にしていきたい。

【阪田委員】

- ・寄付や遺贈については法律の専門職が関わる仕組みが必須だと思う。
- ・くらし応援資金の支援メニューを寄付する人にわかりやすい形で提示できるとよい。
- ・持続可能な社会に税金だけでなく寄付で賄う仕組みはいいと思う一方で、コーディネート力が不足しており、その部分については公的な機関が関与していく仕組みが必要。
- ・既存のくらし応援資金の支援メニューの3. 法人後見の応援（本資料P21）について、3年を目途と言わずに継続的に活動助成を考えていただけるとありがたい。

【事務局（センター）】

- ・従来から社協が行っている共同募金や会費についても区長から使い道がわかりにくいという声をいただいており、寄付を集める仕組みと寄付の使い道について一体的に考えていきたい。
- ・コーディネート力は市や社協もそうだが、関係機関との連携を進めていくなかで新たな仕組みづくりや相互の人材育成ができればと考えている。
- ・法人後見の応援期間の3年については今後の検討事項になると思うが、様々な社会福祉法人や事業所との連携の中で、できることを検討していきたい。

【事務局（市）】

- ・阪田委員の1点目の意見については、個々の社会福祉法人としても寄付や遺贈の相談がある現状の中で、法律の専門職がかかわる仕組みがほしいという話だったと思う。
- ・そのため、くらし応援資金で新しい支援メニューを作ることや、社協が実施している法律相談に繋いだりすることが考えられるため、他の社会福祉法人の意見も聞きながら検討していくことが重要だと思う。
- ・2点目について、実際の支援メニューは寄付を財源とする一方で、くらし応援資金を運用する人材については公的な機関の関わりが必要という話だった。
- ・この点について、杉村委員の意見にある公的な機関の関わりにも繋がる話にな

るため、引き続き検討していく必要がある。

【松山副会長】

- ・海外の事例を調べて、公的な機関が寄付に関わる仕組みを取り入れることも考えられる。
- ・社会福祉連携推進法人が全国的に少ない理由として財源、人材の2つが喫緊の課題として実感しており、くらし応援資金の活用の仕組みを考える際には、その視点も含めて検討してもらいたい。

【山地委員】

- ・くらし応援資金の支援メニューについては、永田先生委員の御発言（資料P30）にある社会資源や他機関協働は重要な指摘だと思う。
- ・身元保証サービスに求められている内容はいくつかあると思うが、成年後見人ができない事実行為だと思うので、この事実行為に関して多機関が協働で担っていく仕組みを考えていくとよいと思う。

【事務局（センター）】

- ・事実行為について多機関、協働がポイントになると思うので、社協もしくは市がコーディネートしていくことや、場面場面で関係機関と連携していくことを考えていきたい。

【古巣委員】

- ・寄付や遺贈については家族のトラブルにならないことに注意が必要だと思う。
- ・また、支援メニューについては永田委員の発言を参考に進めてもらいたい。
- ・寄付をすることの啓発と支援メニューの充実を一体的に考えてもらいたい。

【川上会長】

- ・消費生活センターの不用品回収などの啓発はどのように行っているのか？

【古巣委員】

- ・必要な人に届くように啓発活動を行っており、啓発活動についても連携していきたい。

【榎本委員】

- ・終末期の医療情報をなかなか得にくい現状があると思うので、医師会で取り組んでいるアドバンス・ケア・プランニングと連携してやっていけるとよいと思う。
- ・併せて、どのようにしたら幸せに生きているかを考えていく豊田加茂ウエルビーングネットワークという取組も始めており、市全体でウエルビーングという考え方を広めていけたらと思うので、ご協力をお願いしたい。

【事務局（市）】

- ・どう亡くなるかだけでなく、どう生きていくかも併せて、医師会で進めている取組と連携しながら、市の仕組みを考えていきたい。

【川上会長】

- ・本日の意見を参考に、事務局で引き続き検討をお願いしたい。

【名古屋家庭裁判所岡崎支部 鈴木主任書記官】

- ・身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集、後見人等が対応できない事実行為等の情報を共有することができた。
- ・後見人等の本来業務でないことが広く周知されることで、後見人等が本来業務に注力できることを期待している。
- ・今後、改善していく内容についても、引き続き共有していただきたい。